

高対第646-1号
平成29年9月15日

養介護施設等管理者様

栃木県保健福祉部長 山本 圭子



養介護施設等従事者による高齢者虐待防止に向けた対応の強化について

本県の老人福祉及び介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、県内の指定障害者支援施設において、利用者を暴行した疑いで施設職員等が逮捕される事件が発生しました。施設職員が利用者を暴行する行為は、虐待に該当し、利用者の生命、身体を預かる施設等において、あってはならないものであり、極めて遺憾であります。

このような事件を受け、養介護施設等においても高齢者に対する虐待を防止し、ひいては従事者一人ひとりが高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという高齢者虐待防止法（以下「法」という。）の趣旨や内容を十分に理解する必要があります。

つきましては、平成28年2月24日付け高対第1049-1号により、法に基づく対応を強化するためのポイントとなる事項について通知しているところですが、再度、下記のとおり示しますので、養介護施設等の管理者には、各施設等において積極的に取り組まれますようお願いいたします。

記

1 高齢者虐待防止における基本的事項

養介護施設等の管理者におかれましては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行わなければなりません。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うなど、業務管理体制における責任を果たす必要がありますが、こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者の一人ひとりの努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等におきましては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって取り組まれるようお願いいたします。

2 高齢者虐待の未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者等は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設の入所者や利用者及びその家族からの苦情に対応する体制の整備、職員による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする（要約）。」とされています。

養介護施設等においては、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について、これらが適切に運用されているかどうか、管理者はもちろんのこと、これを運営する法人においても適切に把握することが求められます。

よって、以下の取組状況を点検し、実施できていない場合には、早期に取り組むようお願いいたします。

ア 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的に実施すること。

イ 苦情処理体制が管理者の責任の下、運用されていること。

ウ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること。

エ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること。

養介護施設等で自主研修を企画する際には、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」を活用されますようお願いいたします。

県においては、管理者や介護主任、看護主任など、身体拘束廃止や高齢者虐待防止等の権利擁護の取組を施設内で指導的立場から推進する職員を対象にした「権利擁護推進員養成研修」を開催しておりますので、積極的に活用されますようお願いいたします。

また、県作成の「高齢者虐待対応マニュアル」を活用するなどして、高齢者虐待の未然防止に努められますようお願いいたします。

【県ホームページ（マニュアルのダウンロード）】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/fukushi/1271757363316.html>

3 虐待事案の早期発見

高齢者の安全を確保するため、高齢者虐待は直ちに発見され、できるだけ早い段階に、対応の窓口へ情報が提供される必要があります。

つきましては、法第5条第1項による高齢者虐待の早期発見、第21条第1項及び第7項に定める市町村への通報及び通報を理由とする不利益取扱いの禁止が徹底されるよう、職員への周知や啓発に努めてください。

なお、高齢者虐待対応の流れについては、別紙のとおりですので、御利用ください。

【法第5条第1項】

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務条関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

【法第21条第1項】

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

【法第21条第2項】

第1項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

【法第21条第3項】

第1項及び第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

【法第21条第7項】

養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

高齢対策課事業者指導班
福祉施設チーム（有料老人ホーム等）
TEL 028(623)3147
介護保険チーム（介護保険施設等）
TEL 028(623)3153

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

